

令和4年度

事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人 青 い 鳥

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	5
小児療育相談センター 小児眼科部	7
小児療育相談センター 検診事業部	9
子育て事業部	11
横浜市東部地域療育センター	13
横浜市中部地域療育センター	16
横浜市南部地域療育センター	19
川崎西部地域療育センター	22
横須賀市療育相談センター	25
横浜市港南区生活支援センター	28
川崎市発達相談支援センター	30
川崎市発達障害地域活動支援センター	33
横浜東部就労支援センター	36
川崎南部就労援助センター	38

はじめに

今年度は第一期中期経営計画の4年目を迎える。中間年までの進捗状況や新型コロナウイルスの影響等による課題を踏まえ、目標を立て、着実な進捗を図っていく。

地域療育センター事業では、利用が増える中、横浜、川崎両市において「地域療育センターのあり方検討」が行われ、当法人も参画をしてきた。

横浜市においては一定の方向が出されたため、その方向に基づいた事業実施の準備を行う。川崎市においても検討に基づき新たに「子ども発達・相談センター」が設置されるため、その運営を担っていく。

横須賀市療育相談センターについては、令和6年度から第3期の指定管理期間が始まるが、第三者評価を実施するなど指定更新のための準備を行っていく。

子育て支援拠点等については、横浜市鶴見区及び開成町の次期指定管理についてプロポーザルに参加し、確実な事業継続を目指す。

コロナの影響による減収など、状況の変化に対応し経営基盤を強化するため、小児療育相談センターでは効率的な事業のあり方を引き続き検討する。

また各部・施設が事業実施に伴う収支管理を行うとともに、財源確保について自治体への働きかけを強めていく。

さらに、施設の効率的な維持管理を行うため、各施設において大規模改修計画や修繕計画等の策定を進める。

事業実施のための人材の確保・育成は、引き続き法人全体の大きな課題であり、取組みを進めていく。特に職員の専門性を高めるとともに人材確保にも資する取り組みとして、研究組織の設置を検討する。

以上のように、「第一期中期経営計画」にもとづき、事業を実施するとともに、将来にわたっても法人としての責務が果たせるよう取組みを進め、法人の理念とビジョンの実現を目指していく。

経営企画本部

【本部目標】

① 経営の安定とサービスの質の向上

- ・各拠点の事業の進捗状況の把握や課題解決のための支援などを通じて第一期中期経営計画及び財務計画の進行管理を行う。
- ・横浜市の地域療育センターのあり方検討に引き続き参画するとともに、新たに川崎西部地域に開設される子ども発達相談センターの整備と運営への支援を行う。

② トータルな人材マネジメント

- ・人事考課制度の安定的運用を図り、課題や改善点を整理し修正する。
- ・厳しい雇用環境の中、青い鳥セミナー開催や各施設で積極的に実習生を受け入れるなどあらゆるツールを用いて法人の魅力を外部に発信しながら人材確保に努める。
- ・障害者雇用を実施した施設での定着化を図るとともに、新たな雇用に向けて職場実習の受け入れを積極的に進める。
- ・働きやすい職場環境となるよう、ハラスメント防止対策等を進める。

③ 公益的取組の推進

- ・発達障害について社会の理解や啓発を目的として第 6 回発達障害者支援フォーラムを開催する。オンラインによる開催を想定し、地域を問わず広く参加者を募る。
- ・発達障害等に関する研究を行うとともに、職員の専門性を高め、人材確保にも資する取り組みとして、研究組織の設置を検討する。

④ 組織統治（ガバナンス）の確立

- ・大規模災害等緊急時の対応に向け、小児療育相談センター災害対応マニュアル・事業継続計画の策定に向けた検討を行うとともに、法人内の緊急時連絡システムの整備・改善や、各拠点における対応策確立のための支援・調整をすすめる。
- ・組織統治(ガバナンス)の強化や内部統制の推進、適切な情報公開の推進を図る。
- ・働き方改革を推進するため、労働時間の適切な把握や業務効率化ができるよう勤怠管理システム（一次・二次）の導入を順次行う。

⑤ 経営基盤の強化

- ・各拠点の管理部門と連携し、本部共通経費配賦ルール作りや事務処理の適正化をすすめる、コストマネジメントを強化するとともに、事業運営財源の確保に向け自治体への働きかけや自主財源増収を一層すすめる。
- ・寄附金募集推進のため、他法人の情報を収集し、青い鳥が取りうる方策を検討する。
- ・小児療育相談センター建物の大規模修繕実施に向け、資金計画の検討と並行し基本設計に着手する。

【事業計画】

1. 経営の安定とサービスの質の向上

- ・各拠点の事業の進捗状況の把握や課題解決のための支援などを通じて第一期中期経営計画及び財務計画の進行管理を行う。
- ・横浜市の地域療育センターのあり方検討に引き続き参画するとともに、新たに川崎西部地域に開設される子ども発達相談センターの整備と運営への支援を行う。

2. トータルな人材マネジメント

(1) 常勤職員採用の促進

- ・ 厳しい求人難に対応するため、青い鳥セミナーやインターネット求人情報サイト、福祉人材センター就職フェアなどを活用した広報に努め、人材確保を図る。また福祉系大学就職課や養成校とのパイプを広げるとともに、各施設において実習生を積極的に受け入れる。
- ・ 人材確保に資するよう福利厚生を充実するため確定拠出年金（選択制）導入に向けて諸課題の検討を引き続き行う。

(2) 障害者雇用の促進

障害者雇用施設での雇用定着化を図るとともに、新たな障害者雇用に向けて、経営企画本部、中部地域療育センター、横須賀療育相談センター、港南区生活支援センターなどで職場実習の受け入れを積極的に進める。

(3) 定期人事異動制度の確立

次代を担う人材の育成や組織活性化のため、若手職員や長期間異動のない職員の異動を積極的に進める。

(4) 階層別研修の実施

職員全体研修、新採用職員研修、中堅職員研修、主任研修、管理職研修、実務研修などを実施するとともに、外部 WEB 研修システムを活用した研修を実施する。

(5) 人事考課制度の安定的運用

年次有給休暇の確実な取得・同一労働同一賃金への対応などを計画的に進め、新たな課題について引き続き検討を行う。また働き方改革を推進するため、労働時間の適切な把握や業務効率化ができるよう勤怠管理システム（一次・二次）の導入を順次行う。

(6) 働き方改革関連法への対応

年次有給休暇の確実な取得・同一労働同一賃金への対応などを計画的に進め、新たな課題について引き続き検討を行う。

(7) 職員の安全と健康の確保

働きやすい職場環境となるよう、ハラスメント防止対策等を進める。

(8) 女性活躍推進法行動計画の推進

行動計画に基づき超勤時間の縮減等計画的に進める。

3. 公益的取組の推進

(1) 社会福祉法人の責務の実践

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、ガバナンス強化や地域社会に貢献する取組を推進する。

(2) 第6回発達障害者支援フォーラムの企画・実施

発達障害について社会の理解が進むよう、当事者・家族、支援者、市民を広く対象とした講演会等を企画・実施する。

(3) 研究組織の設置検討

発達障害等に関する研究を行うとともに、職員の専門性を高め、人材確保にも資する取り組みとして、研究組織の設置を検討する。

4. 組織統治(ガバナンス)の確立

(1) 理事会、経営会議、法人運営会議等の適切に開催・運営する。

- ・ 法人が直面する重要課題・経営課題につき適切に協議・検討する。
- ・ 役員・評議員の任期満了に伴い実施する、次期役員・評議員を選任する理事会及び評議員会等を適切に開催し運営する。

- ・法令に基づき経営情報を開示する。
 - ・会計士監査を適切に実施する。
- (2) 防災体制の整備
- 大規模災害等緊急時の初動体制や対策本部の設置など、小児療育相談センターの対応規定・マニュアルを検討するとともに、法人内の緊急時連絡システムの整備・改善や、各拠点における対応策確立のための支援・調整をすすめる。
- (3) 情報発信の促進
- 経営情報等の発信に努め、職員が一丸となる組織風土づくりをすすめる。
- (4) I T化の推進
- ・法人ホームページの安定的な運用と職員インタビュー等のコンテンツの追加により、広報・啓発を充実させる。
 - ・メールアドレス等の法人職員へのデジタル ID の付与について現状の分析と改善について検討を行う。
 - ・小児療育相談センターの電子カルテの導入について検討を行う。
 - ・職員年末調整事務の電子申請を推進する。
 - ・労働時間の適切な把握や業務効率化ができるよう勤怠管理システムを導入する。(再掲)
- (5) 情報セキュリティの推進
- 法人の情報資産を適切に管理するため、全職員を対象に情報セキュリティ基本方針及び規程に基づく研修を企画検討し、各事業所の研修開催も支援する。
- (6) 文書管理
- 将来的な文書の電子決裁及び電子管理を視野に入れ、文書管理・文書事務の見直しに着手する。

5. 経営基盤の強化

- (1) 健全で安定した財政基盤の確立
- ・管理会計と財務分析により法人経営に資するデータを共有することを推進する。予実管理を徹底し収支への影響を管理する事で、黒字化を進める。
 - ・各事業を展開するうえでの必要な財源確保につき関係自治体へ要求を強める。
 - ・修繕計画に基づき青い鳥会館の修繕資金積立を行い、将来的な大規模修繕実施時の単年度会計による負担を低減させる。
- (2) 寄附金募集の推進
- 寄附金募集推進策のため、他法人の状況を情報収集し、青い鳥として取りうる方策の検討をすすめる。
- (3) 小児療育相談センターの在り方検討
- ・小児療育相談センター建物・設備について、財政負担を最小限にしながら老朽化に対応し機能を維持するため、大規模修繕工事の実施に向け、資金計画の検討と並行しながら基本設計に着手する。
 - ・小児療育相談センター事業を将来にわたり継続するため、諸課題の検討を行う。

小児療育相談センター 診療相談部

【事業部目標】

① 丁寧な相談対応

発達障害児・者の医療相談機関が少ない中、特に必要度の高い思春期・青年期の発達障害等の充実した診療相談を行い、家族関係・学校生活、仕事・地域での暮らし等に視点をあてた支援を行うことができるよう、多職種でのチーム支援を実施する。

「横浜市学齢後期障害児支援事業」受託事業所として、実施要綱に基づいた業務を実施するとともに、増大するニーズについて横浜市と緊密に連携し解決策を模索する。

② すみやかな相談対応

発達障害の診療相談ニーズの高い傾向が継続しているが、受理面接をすみやかに実施することで、ニーズの整理と診療以外の相談支援対応につなげていくことにより、診療体制が逼迫している中でも適切な支援が可能となる体制を構築する。

③ 人材の育成

今年度は人員体制の変更があるため、精力的な OJT の実施などの内部研修に加え、地域他機関との交流や見学、学会等への参加などを通じて職員の資質向上を図る。

④ 経営基盤の強化

蓄積され続ける利用者情報の取扱いなど、中長期的な視点で事業の効率化に寄与する電子カルテシステムの導入等に取り組んでいく。また、引き続き診療報酬については、常に動向に目を配り、最大限の適正な申請を実施する。

⑤ 発達障害児者対応充実に向けた情報発信

横浜市こども青少年局や教育委員会と協議のもと、校長会や特別支援コーディネーター等、校内支援の主軸となる教員の研修を実施する。

日々の実践や内部研修等の成果を活かし、当センターならではの研修内容を検討・実施する。

【事業計画】

1. 診療相談事業

R4 年度についても、横浜市を中心とし、発達障害児・者、知的障害児・者の「学齢期、青年期、成人までのライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らし等に焦点をあてた医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

(1) 職員体制 医師(児童精神科・神経小児科・小児科)、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、臨床心理士、事務員等の常勤、非常勤 計 37 人

(2) 主な業務内容

- ・医学的診断と治療（精神療法、薬物療法等）、および相談指導
- ・家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・心理発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・学齢後期のグループ活動
- ・家族勉強会

(3) 事業計画

内 容	事業計画	備 考
継続患者	2,600 人	・地域別（横浜市 1,800 人、川崎市 270 人、 県域 480 人、県外 50 人） ・年齢層別（就学前 20 人、小学生 80 人、 中高生 900 人、青年 400 人、成人 1,200 人）
新規患者	160 人	・就学前 10 人（主に横浜市外きょうだい児等） ・小学校高学年、中高生など 150 人（横浜市：97%）、その他
心理相談	600 人	・延べ相談件数 2,000 人
関係機関 連携	100 件	・学校訪問等、療育機関、医療機関等
通院集団 精神療法	12 人	・8 回実施（1 クール 4 回×2 回 学齢後期対象）
家族 勉強会	100 人	・講演会（オンライン研修）

2. 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象に、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

なお、4ヶ所目の事業所は計画が延期されているが、学齢後期年齢の発達障害児の診断や相談ができる専門機関が圧倒的に不足している。利用人数の増加により年々待機が長期化している。診療ありきではない対応について検討する。

(1) 主な取組内容

- ① センターにおける診療と相談
- ② 家族を対象とした勉強会等の実施
- ③ 学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④ 相談後の処遇の場の提供および研修会等

(2) 診療相談

- ・支援生徒数：中学生、高校生等 約 700 人（延べ 3,800 人）

(3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするために学校、方面別教育事務所、児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・支援生徒数：約 40 人
- ・連携支援件数：約 100 件

3. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

在宅障害児療育相談、児童精神科診療に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカーおよび小児眼科部視能訓練士の人件費の一部を補助金によって運営する。

4. 社会貢献（地域における公益的な取組）

実習指導者講習会修了者を配置し、福祉専門学校等からの実習生を受け入れる。

小児療育相談センター 小児眼科部

【事業部目標】

① 眼科受診件数の維持・診療内容充実への取組（継続実施）

年間約 6,000 人（延数）の診療を安定的に行うため医師、スタッフの適正配置に努める。多様な障害児（者）の特性理解を深め、より良い眼科診療を提供する為に、職員の質向上に取組む。（障害理解の為の研修実施、ケース会議の実施等）

② 医師の発掘・育成（継続実施）

小児眼科領域を標榜する医師を積極的に受け入れ育成に努める。

③ 感染症対策の継続と質の高い検査・診療（継続実施）

医師・検査員等の感染予防対策の徹底を行い、待合室・検査室が密にならないように予約管理を行うなど、安全な検査・診療を行う。

④ 小児療育相談センターの機能強化への取組

診療相談部と連携しての併診者の情報共有や、蓄積され続ける利用者情報の取扱いなど、中長期的な視点で事業の効率化に寄与する電子カルテシステムの導入検討を行う。関係機関への周知が進んだ視覚認知検査・トレーニングの運営を継続する。

【事業計画】

1. 診療体制

- (1) 診療日：週 3 日（月・水・木）、2 外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）
視覚認知：第 3・4 月曜日（OT 枠第 4）、火曜日、金曜日（第 1・2・3 は 2 枠）

	月	火	水	木	金
午 前	2 外来	視認	2 外来	2 外来	視認
午 後	1 外来	視認	2 外来	1 外来	視認

(2) 利用者数

R2 年実績 実人数 2,985 人（初診 591 人 再診 2,304 人）

延べ人数 6,166 人

※初診のうち、約 60%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児である。

	R2 年度	R3 年度 (予想)	R4 年度 (見込み)
初 診	591	525	500
再 診	2,304	2,400	2,000
計	2,985	2,285	2,500
延べ人数	6,166	6,400	6,250

(3) 視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	94 人 (延人数)
トレーニング実施人数	93 人 (実人数)
トレーニング実施回数	185 回

※R3 年 12 月末現在

初診児の主な診断名

- ① 屈折異常 : 近視、近視性乱視、遠視 等
- ② 弱 視 : 屈折性弱視、不同視弱視 等
- ③ 斜 視 : 外斜視、内斜視 等
- ④ その他疾患 : 睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障 等

2. 職員体制

医師、視能訓練士、看護師等 計 12 人 (常勤、非常勤)

3. 社会貢献 (地域における公益的な取組)

- ・ 川崎市南部地域療育センターで通園利用者の眼科検診、視力検査の実施
- ・ 川崎市北部地域療育センターで通園利用者の眼科検診実施
- ・ 川崎市中央地域療育センターで通園利用者の眼科検診実施

小児療育相談センター 検診事業部

【事業部目標】

① 視聴覚検診全体の安定的な事業運営

コロナの影響により検査会場へ足を運ぶことに消極的な保護者に対し、早期発見・早期治療の有効性を発信することで母子保健にとって重要であることを伝えていく。また、各市町との情報共有を通じて安定した事業運営に取り組んでいく。

② 職員への指導、OJTの実施（継続）

業務全体の流れや対応、小児眼科部との両立も視野に入れ OJT を実施。専門職の1人から組織の1人として次世代を担う人材の育成に取り組む。

③ 事業運営上の安全性の確保（継続）

各検診会場・待合・検診車等のコロナ感染拡大防止の徹底を行い、各自治体との情報連絡を密に行うと共に事故等未然防止の取り組みと実施。

④ 変化する環境・ニーズに対応（継続）

保健所等への視覚検査機器導入の検討を行う自治体と意見交換を行いながら、二次検査へ繋げていくにあたってのニーズを把握し、情報共有などの対応を円滑に行える体制の構築を目指す。

⑤ 検査体制の適時見直しとスタッフの適正配置

2次検査対象数を常に精査し、効率的なスタッフの配置を行い、小児眼科への応援も含め安定した運営に努める。また少子化による対象数減も今後踏まえながら年回数の調整も検討していく。

【事業計画】

1. 県域3歳児視聴覚検診事業（神奈川県域市町・川崎市委託事業）

母子保健法及び同法施行規則にもとづき、市町村の3歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実に行う。

(1) 一次調査：R4年度は24市町において約29,000人の検診を行う。

(2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚25.3%（7,373人）、聴覚20.8%（6,056人）の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。（推計）

県域市町別検査予定数（R2年1月1日現在人口統計による）

平塚	1,710	秦野	929	葉山	168	中井	38	箱根	38	山北	31	合計
鎌倉	1,038	大和	1,868	寒川	354	大井	122	湯河原	87	横須賀	2,380	
小田原	1,196	伊勢原	709	大磯	185	松田	84	真鶴	29	藤沢	3,572	
逗子	392	南足柄	244	二宮	164	開成	153	愛川	214	川崎	13,443	
29,148												

2. 横浜市3歳児視聴覚検診事業（横浜市委託事業）

横浜市の幼稚園・保育所（施設数：横浜市1,213）に在園している3歳児（児童数：28,000人）を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導につなげる。

家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数 (R2 年 1 月 1 日現在の実績による)

	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
横浜市	28,000 人	5,877 人 (21.0%)	5,669 人 (20.2%)

3. 職員体制

視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計 16 人（常勤、非常勤）

4. 社会貢献

就労相談センター利用者を受け入れ、軽作業（封入作業等）の職場実習の場を提供し、作業指導等を行う。（コロナの状況を鑑みながら）

子育て事業部

【事業部目標】

① 事業の継続

横浜市鶴見区地域子育て支援拠点（わっくんひろば・サテライト）の次期5か年の運営法人の選定、開成町駅前子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの次期3か年の指定管理者についてプロポーザルが予定されているので事業継続を目指す。並びに、その他事業所の事業継続を図る。

② 人材確保と人材育成

引き続き欠員補充など速やかな人材確保を図りつつ、事業所間の人事交流を活性化させることで学びあいの機会を増やし、人材育成を図っていく。

③ 地域における公益的な取組

地域の関係団体や関係者との連携を図りながら、地域の中での公益的な取組ができるよう努めていく。

④ 財政基盤の確保

社会保険適用拡大等の雇用環境変化を注視し、人件費を中心とした予算確保に努める。様々な機会を捉えて、自治体担当者への説明を試み、人材確保には職員の処遇改善が必要であることなどを粘り強く訴えていく。

⑤ 情報セキュリティ

青い鳥情報セキュリティマニュアル案をベースに、各事業所で個人情報の適正な取り扱いと情報システム対策を促進する。また、そのための研修を実施する。

【事業計画】

1. 地域子育て支援拠点事業〔子育て支援センター事業、つどいの広場事業〕 (県域5市4町委託事業)

藤沢市をはじめ県下5市4町の委託により、子育てアドバイザーを配置して親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら各種支援活動を展開し、ニーズへの対応に努めていく。

・支援センターの運営 11か所、つどいの広場の運営 7か所

・アドバイザー配置数 76人（R4年4月1日予定）

＊「つどいの広場」とは週3回程度開設する、支援センター同様運営の事業。

＊鎌倉市大船、南足柄市支援センターは受託業務内容の変更によりR4年度受託を辞退。

鎌倉市鎌倉、深沢支援センターはR4年3月末日をもって指定管理期間終了。

表－1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	鎌倉	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄
人口（R4年1月）	56,869	172,698	441,708	243,835	161,949	40,332
支援C（つどい）箇所数	1(0)	3(0)	1(1)	3(0)	1(6)	1(0)
アドバイザー配置数(R4年1月)	8	12	10	15	19	5
R4年度来所人数見込	9,000	撤退	18,000	34,800	28,500	撤退
R3年1月末現在来所人数	4,586	11,455	6,071	10,150	19,011	2,659
	座間	寒川	松田	山北	開成	合計
人口（R4年1月）	132,260	48,570	10,613	9,556	18,561	1,336,951
支援C（つどい）箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	15(7)
アドバイザー配置数	6	6	4	4	5	94
R4年度来所人数見込	14,800	9,300	7,000	7,500	7,000	135,900
R3年1月末現在来所人数	6,565	3,072	2,962	3,699	3,012	73,242

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

2. 横浜市地域子育て支援拠点事業（鶴見区、磯子区委託事業）

鶴見区拠点・サテライトは第三期5か年の受託・運営の最終年となり、年度後半に実施される令和5年度からの第四期運営法人選定に向けての作業を行う。

磯子区拠点は第三期5か年の3か年目となり、今夏には市、区と共に有識者を交えた事業評価に臨み、時期運営法人選定に向けての課題掌握に努める。

本拠点事業に含まれる横浜子育てサポートシステムは両区ともにR3年度に実施された、横浜市社協からの本部機能の移管作業がまだ過渡期にあり、その業務継承に注力する。

表ー2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口（R4年1月）	295,580	166,260	461,840
アドバイザー配置数（R4年1月）	23	13	36
R4年度子育て支援拠点来所人数見込	35,000	18,000	53,000
R4年1月末子育て支援拠点来所人数	15,804	7,387	23,191
R4年度子育てサポートシステム活動件数見込	3,550	2,200	5,750
R4年1月末子育てサポートシステム活動件数	1,787	1,894	3,681
R4年1月末子育てサポートシステム会員数	1,048	794	1,842

3. ファミリー・サポート・センター事業（県域市町委託事業 4市3町）

藤沢市をはじめ県下4市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時預かり活動を通して、仕事と育児の両立を支援するとともに、在宅の養育者（専業主婦等）の託児ニーズにも広く応える事業として子育て家庭の育児負担の軽減を図る。

会員間の新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、会員同士が安心して活動できるよう調整していきながら、同事業が地域子育て支援の重要なセーフティネットであることを踏まえ一層、事業の積極的な運営を行う。

＊南足柄市ファミリー・サポート・センターは、受託業務内容の変更によりR4年度受託を辞退。

・アドバイザー配置数 29人（R4年4月1日予定）

表ー3 ファミリー・サポート・センター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄	寒川	松田	開成
人口（R4年1月）	56,869	441,708	243,835	161,949	40,332	48,570	10,613	18,561
アドバイザー配置数(R4年1月)	4	9	5	4	3	3	2	2
R4年度活動件数見込	2,400	12,000	8,000	4,500	撤退	2,500	1,300	400
R4年1月末現在活動件数	2,139	10,362	6,158	4,162	1,846	2,386	1,145	378
R4年1月末現在会員数	1,691	7,960	4,116	3,830	1,140	1,033	380	306

4. その他

子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布

5. 社会貢献（地域における公益的な取組）

(1)将来の子育て支援人材の育成のために、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。

(2)地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となるように、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるように、視察や・見学についても積極的に受け入れる。

横浜市東部地域療育センター

【施設目標】

① 質の高い医療福祉サービスの提供

- ・ 児童精神科医師確保と3外来診療の実施により初診までの待機期間を4か月に短縮することを目指すとともに、相談ルームいろはの広場事業等によって初診前後の支援を継続することで利用者の不安感の軽減や、状態に応じた迅速な対応を可能とする体制を目指す。
- ・ 補装具外来、訓練科の枠の増設による運動障害児へのサービス内容を充実する。
- ・ 新しい方法による巡回訪問とチームによる地域支援の充実、利用者ニーズと地域情勢に沿った効果的療育サービスの構築、事業所自己評価の公表等により、利用者の安全・安心・信頼を築くための取組を行う。
- ・ 診療業務や多職種の情報共有の効率化を図るため、電子カルテの導入を視野に入れた、各部門の業務や事業上の運用等について準備作業を行う。
- ・ 並行通園先への巡回訪問など、通園課における地域連携への取り組みを行う。
- ・ 通園勉強会へのオンライン配信の積極的導入など、利用者への情報提供に新しい取組を活用していく。

② 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・ 経営計画に照らし、進捗状況と現状分析を行いながら、特に必要性が増しているデジタル関連の検討を行うプロジェクトを設置し運用を行う。
- ・ コロナ禍においても診療所や通園の稼働率を上げ、収入を確保する。利用料金収入や診療報酬を得るため業務の見直しと効率化を図る。
- ・ 委託契約及び修繕等の経費削減の取り組みと必要に応じた計画的な運用を目指す。

③ 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・ 人材確保による組織運営の安定と経験に応じた役割を担える人材の育成のため研修計画と研修内容の充実を図る。
- ・ デジタル時代に備えた人材の育成と環境整備を行う。
- ・ 健康相談、ストレスチェック、面談の実施等により職員の心身の健康を促進する。
- ・ ハラスメント防止に関する研修の充実

④ リスクマネジメントの強化（予防と迅速な事故対応）

- ・ 感染予防対策及び事故防止対策を講じながら、緊急時に適切に対応できるよう体制整備を行う。
- ・ 感染症予防に配慮した集団活動及び行事等イベントの再構築を行う。
- ・ ヒヤリハット報告や事故報告の分析から、事故防止対策の向上に努める。

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・ 職員の専門知識や技術等を積極的に地域に還元し学校、幼稚園、保育所、児童発達支援事業所との連携強化を図る。そのためのオンライン化の検討とチームによる出張サポートを開始する。
- ・ 家族や学生等、幅広い人材に対して福祉に関する情報を提供する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
・初診 700～750 人、再診 2,500～3,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成を行う。

早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある 2～4 歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。保護者向け勉強会はオンラインを中心として実施し、さらにコンテンツの充実を図る。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 令和 4 年度 利用児童数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター (知的障害児)	77	50
医療型児童発達支援センター (肢体不自由児)	12	40
計	89	90

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。

(療育経験のない 3 歳児クラスを今年度も引き続き開催)

② 3～4 歳児は親子通園、4～5 歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。

利用希望者多数のため親子通園を 1 クラス増設。

(3) 年間行事・保護者プログラム

行事ー入園式、卒園式、運動会、参観週間

保護者プログラムー勉強会、懇談会、個人面談

その他ープール、避難訓練 (地震、火災、津波、不審者、緊急お迎え 等)

※コロナ禍により全体イベントを減らし小集団で実施する。

勉強会などはオンデマンドでの配信などを積極的に活用し、多くの利用者に情報提供できるようにしていく。

(4) 並行通園先の訪問

親子通園は職員による並行通園先への訪問を行い、保育所等の相談に応じるなどして、地域連携への取り組みを開始していく。(年 10 日程度を予定)

3. 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談： 発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。

(新規申込み 850～900 件、延べ相談件数 8,500 件)

(2) 巡回相談： 保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化に向けて半日での訪問に切り替えた。(年間 250 回、延べ相談件数 2,000 件)

(3) 各区療育相談： 各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

(対応件数～2 区で延べ利用人数約 90 件)

(4) 地域支援： 訓練会の支援を行う他、関係機関や幼稚園、保育所向けの講座の充実を図る。現状では多人数での対面での講座の開催は難しい為、オンラインでの実施も検討していく。ハイリスク家庭へのサポート事業として園訪問やグループの実施も行う。

- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会、講座、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（35校、延べ50回）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員の日々2クラスで12人、週60人に対し、それぞれ月2回～週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適應できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を継続する。（従来の巡回相談と併せながら実施する。）
- (10) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約170人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：鶴見区内に創設した相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能を強化するとともに広場事業や講座による育児支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザを利用した出張広場の定員拡大を行う。

4. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『乳幼児期への子育て支援』と『ハイリスク家庭へのサポート事業』を実施する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営管理（事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食）
- ・委託契約の締結と協議。（給食提供、通園バス運行、庁舎管理及び清掃）等
- ・監査への対応（実態調査・外部監査）
- ・運営協議会の開催（年2回）
- ・苦情解決の受付と対応
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・事故対応と報告
- ・情報公開（自己情報開示）への対応
- ・総合防災訓練の実施（年2回）及び非常時（感染症予防対策）への対応
- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・会議、委員会、日程、研修などの調整
- ・東部療育ビル5施設の連絡調整

6. 職員体制

所長（医師）、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤（医師含む） 計113人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生の受け入れ
- ・ボランティア：通所兄弟妹保育
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座（要配慮児研修）を開催

横浜市中部地域療育センター

【施設目標】

① 集団療育についての見直し

- ・全市的に検討されている新たな療育センターのあり方を踏まえて、ソーシャルワーカーのインテーク後すぐに通える場として、「広場事業」を実施し、初診や療育前の支援の充実を図る。
- ・センターへの来所が困難な方を対象に「保育所等訪問支援」を継続する。

② 人材の育成

施設内外の研修を推進。階層、経験別の専門的な研修の他、多職種連携の効果的な導入に向け、効果が実証された質の高い療育指導・支援方法を学ぶ機会を全体研修として提供する。内部研修体系の構築に向け、職員参画で素案を作成する。

③ 事務改善

施設修繕管理体制の強化。中期修繕計画を再構築し管理体制強化と支出の効率化及び平準化を目指す。

④ 横浜市地域ニーズ対応事業

「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。「CARE」と「PCIT」を基盤にした保護者と子どもとの関係性の改善支援に取り組むとともに、「超早期療育（JASPERプログラム）」を基盤に児童の対人関係の促進等の支援に取り組む。

⑤ 地域における公益的な取組み

幼稚園、保育所や教育機関等を対象とし、ソーシャルワーカーや所長が中心となり、講演会・勉強会などを通じて、地域住民に学びの機会を提供する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に、評価・診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、神経小児科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
・初診 550～570人 再診 3,800人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会・ワークショップ等を行う。早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと多職種連携にてグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面への支援・親子関係を高めながら、保護者自身への相談等を行う。

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援、地域での生活支援を行う。

(1) R4 年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	92	50
医療型児童発達支援センター	13	40
計	105	90

(2) クラス編成

- ①親子通園（3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独併行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。
- ②親子通園は、週2日クラス18人、週1日クラス9人（併行通園児のみ在籍）で運営する。週2日クラスにも併行通園児が在籍予定。医療型児が10人と増加。単独通園の週5日クラスは、4クラス33人で運営する。
- ③単独併行通園クラスは、4歳児36人、5歳児（継続児）9人の受け入れを行う。

(3) 年間行事

オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練、等。

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 750件 延べ相談件数 7,000件)
- (2) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約180人を予定。
- (3) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (4) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 170回 延べ相談件数 1,500件)
- (5) 保育所等訪問支援事業
高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけではなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行なう。30名に年3回を目途に実施する。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（20校 延べ50件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (8) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 西区30件、中区40件、南区50件)
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1クラスにつき年8回の保護者勉強会・年3回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

4. その他の事業

- (1) 保護者支援および児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。
地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。
- ① 保護者支援：CARE(Child Adult Relationship Enhancement)講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、さらに所内にてスタッフに対して CARE ワークショップを行い、センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。さらに必要な事例に対して、PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)を行う。
 - ② 児童支援：超早期療育(JASPER プログラム)に基づく指導を導入する。JASPER の研修中の心理士による外来児への個別指導、早期療育科職員の行動観察検査(SPACE)のスキルアップ、保護者向けの「遊びを通じた親子の関わり」についての勉強会を実施する。
- (2) 療育開始までに期間が空いてしまう方や、様々な事情により既存の枠組につながらない方等、広く多くの方が利用できる、新たな療育の場を試行的に実施する。
- ① 申し込みからSWのインテーク後に、初診や療育が開始になる前に、待たせることなく、親子で通える場として広場事業を行なう。(新たな横浜市療育センター構想の一次支援を想定)
 - ② 以上の支援を実践し、横浜市の構想を踏まえながら新たな療育のあり方の検討を継続する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・施設業務効率化

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤計 83 人 嘱託医師計 15 人。

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・通園、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティア、見学者を受け入れる。
- ・教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

① 人材の育成

人材育成委員会での検討を基に全体研修・キャリア別研修を実施する。

② 待機への取組

初診前後に通える広場事業としての子育て支援グループ「ありんこ」、早期療育開始前の親子のコミュニケーション支援としての「こぐまくらぶ」、集団療育開始前の「家庭療育セミナー」の継続によって相談受理後の支援の充実を図っている。ソーシャルワーカーによる初診前面談の継続及び新たな療育センターのあり方の方向性に沿う形の家族支援（ソーシャルワーカーや心理職、保育士等による相談・評価や支援）の実施を検討する。

③ 柔軟な療育システムの構築

新たに週 1 回の通園課並行通園クラス及び親子通園クラスを開設したため、利用者満足向上の観点から、業務の検証及び課題抽出を行う。児童発達支援ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、サービスの質の評価及び改善内容をホームページで公表する。

④ 経営基盤の強化と施設の管理運営

節電対策、業務の効率化を図り時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品の更新を推進する。令和 3 年度に実施した第三者評価の振り返りを行い、事業所のハード、ソフト両面の改善につなげる。

⑤ 危機管理体制の整備

整備したマニュアルを基に各自が主体的に判断し、担当（係）の役割を理解しながら行動できることを目指す。全体避難訓練やバス避難訓練を含めた、実践訓練の継続と課題抽出を行う。

⑥ 地域における公益的な取組

「すぎたからつな 5（ゴー）」へ継続して参加する。「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施するとともに研修内容を検討する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
・初診 600～650 人 再診 2,500～3,000 人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように援助するため障害の特性に配慮したクラス編成で療育を行う。

(1) R4年度利用児童数 (予定数)

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	113	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	11	40
計	124	90

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢を考慮し、親子通園（週1日）・単独通園（週5日、週1日）でクラス編成をする。
- ② 対象児は3歳児～5歳児。並行通園の希望など保護者の意思決定を尊重し、頻度、通園形態を検討し、決定する。
- ③ 週1日単独並行通園は、支援の幅を広げることや継続して並行通園クラスを開催するための職員体制作りの一環として親子通園部門と協同運営している。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、遠足、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

- (1) 相談：発達遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 650 件 延べ相談件数 5,000 件)
- (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 150 回 延べ相談件数 1,500 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 磯子区 70 件、金沢区 70 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（24 校、延べ 70 件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」（旧：児童デイサービス）：知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：主に新たな保育所等を利用する運動障害をもった児童に対して専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。

(10)障害児相談支援事業： 障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者 180 人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援（利用計画等）を行う。

(11)特定相談支援事業： 療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. 地域ニーズ対応事業等

- ・【継続】地域ニーズ事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』
- ・【継続】待機児育児支援事業『ありんこ』（集団療育開始前の期間の育児支援グループ）

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市子ども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供（委託）、通園のバス送迎（一部委託）、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

6. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 88 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」への参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭）向け研修会の実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園児弟妹保育、保育補助、教材作成）

川崎西部地域療育センター

【施設目標】

① 早期かつ効果的に相談・支援を実施する取組の推進

診療部門の対応実績を拡大させるための取組を進めるとともに、児童発達支援の受入れ児童数の拡大のための取組を継続し、できるだけ早期から専門的な支援を提供する。

② チームアプローチの充実等による事業の拡充とニーズに対応できる人材の育成、専門職体制の強化

チームアプローチの充実を図り、発達障害を有する児童や医療的ケアを有する児童への支援の充実に取組む。支援に際しては対象児の状況に応じてオンラインによるサービス提供を進めるなど、人材育成と並行した取組みや専門職体制の強化を図る。

③ 関係機関との連携強化と施設支援の充実

巡回訪問や保育所等訪問支援事業等を実施するとともに、Webメディア等も活用しながら各種連絡会への参加、顔の見える関係構築など、関係機関と連携した支援を進める。

④ 子どもの権利保障に向けた取組の推進

職員全体研修会や虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会、区要保護児童対策地域協議会等を通して、子どもの権利を尊重した支援を進める。また、子どもの権利を擁護するための行動指針、子どもの権利チェックリストの見直しを行う。

⑤ 個人情報等情報セキュリティの強化に向けた取組の推進

各情報セキュリティ規定の周知・理解促進を図るとともにチェックリストの活用等を通して、取得から利用・保管等適切な個人情報の取扱いを進める。

⑥ 経営基盤の強化と適切な施設運営、建物・設備等の維持・管理等の推進

適切な事業収入の確保とともに、安定的な施設運営に向け次年度の補助金収入について行政と調整を行う。また、経年劣化に伴う機器や設備の更新・点検等の対応を行う。

⑦ 児童福祉・社会福祉の推進に資する地域貢献・社会貢献の充実

「障害者雇用枠」による非常勤職員の雇用、地域向け講演会の実施や実習生・ボランティアの受入れ、行政等が主催する障害福祉領域の研修会に講師を派遣するなど、地域貢献・社会貢献の取組を進める。

※川崎市が設置を開始した「子ども発達・相談センター」について、川崎西部地域2カ所の事業所の年度後半の開設に向けて担当部局と緊密な連携を行いながら、ソフト面、ハード面の整備を進める。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象に、成長発達に伴う変化を見すえて評価、診断、発達支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来

【総件数】初診 500 人、再診 4000 人

(2) 外来療育等：

心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、看護師が子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育、個別療育、在宅患者訪問リハビリテーション、環境調整等を行う。(常勤の言語聴覚士を1名増員)

(人数：診療報酬ベース)

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
2,000 人	2,500 人	2,300 人	2,200 人	2 人、延べ 60 人

(3) グループ療育（診療報酬）

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人
運動遅滞系初期グループ	月 1 回	1 クラス	8 人	80 人

学齢児グループは、Web メディアを使用した活動も行なう予定。

- (4) 居宅訪問型児童発達支援事業：重度の障害又は医療的ケアが必要なため外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、支援員が基本的動作の指導等を行う。

2. 通園部門

個々の障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・コミュニケーション・対人関係の育成を目指す「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもニーズに応じた専門的な療育支援を行う。また、保護者への支援もオンラインでの勉強会の実施など利用者ニーズに応じた支援を展開する。

幼稚園・保育園との連携とともに、小学校への引継、公開療育・講座を実施し、地域の関連機関への移行支援と技術支援を行なう。

(1) 利用児童数

利用種別	定員	利用児童数	延べ児童数
児童発達支援センター（知的障害児）	50 人	85 人	8,900 人
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	10 人	20 人	1,400 人
計	60 人	105 人	10,300 人

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。
- ② 概ね 3 歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、安心・安全な療育環境で「個別支援計画」を実践できるように、少人数クラスによる療育を実施する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、勉強会、個別療育面談、家族参観、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、卒園式、避難訓練等

3. 地域支援部門

(1) 福祉相談室

所内診療所・通園各部門、関係機関と連携して、相談・就学・地域生活等についてライフステージに沿った支援を行う。相談支援事業所として利用計画の相談を行う。

- ① 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 550 件 延べ相談件数 5,000 件)
- ② フリースペースぷらっと：インテークから療育開始までの期間に、保護者の不安軽減のため親子で安心して遊べる場、育児相談できる場を提供する。
(実施回数 10 回 延べ対象児童数 60 人)
- ③ 巡回訪問：保護者や幼稚園・保育所・学校等と連携し、センター利用児童等の支援、職員への助言等を実施する。
(実施回数 100 回、延べ対象児童数 200 人)
- ④ 地域みまもり支援センター(区役所)との連携：宮前、多摩両区役所と連携会議を各

- 年2～3回開催し、紹介児童の情報交換等を行う。日常的に随時連携し協働する。
- ⑤ 地域支援：巡回訪問に加え、地域力向上をめざし関係機関や一般市民に向けた地域療育講座等を開催する。
 - ⑥ 家族支援：地域療育センター利用者の家族に対して相談、学習会等を行う。
 - ⑦ 就学・学校支援：総合教育センターと協力して就学説明会、学校見学の調整等を行う。学齢期の子どもの相談や学校支援を行う。
 - ⑧ 障害児相談支援事業：障害児支援利用計画作成
川崎市から示された新たな相談支援事業のあり方をもとに、市と連携して役割を担っていく。(計画相談のセルフプランへの移行・支援方針の作成)
 - ⑨ 他機関等との連携：地域みまもり支援センター、児童相談所、教育委員会、市所管課、市内地域療育センター、医療機関、関係事業所等との連携を密接に図る。

(2)地域支援室

- ① 児童発達支援事業所：概ね2歳～5歳児を対象に障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。(定員6～9人、利用児童数150人、延べ児童数1,500人)
- ② 地域支援：福祉相談室と連携し、幼稚園、保育所、小学校等に訪問し、個別支援とともに施設支援を行う。⇒ 3 (1) ③巡回訪問
- ③ 啓発活動：福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。オンライン講座等の実施も検討していく。
- ④ 保育所等訪問支援事業：巡回訪問と連動しながらより療育的配慮が必要な児童に対し支援を行う。

4. 管理部門

- ・事業運営に伴う施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算、施設管理、庶務等に係る事務執行
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・川崎市との施設運営連絡調整、基本協定や覚書の調整等
- ・給食の提供や通園バスの送迎(業務委託)に関する事務・各種調整
- ・施設設備・各種機器等の点検・改修等

5. 職員体制

医師(所長他)、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務員。常勤及び非常勤職員計70人(非常勤医師を除く)。うち、「障害者枠雇用」による非常勤職員1名(週5日)。

6. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・地域の医師向け Dr セミナー(=所管区内の小児科医等を対象とした学習会)の継続及び外部講師による講演会等を開催
- ・実習生の受入れ
- ・ボランティアの受入れ
- ・地区の民生委員・児童委員等の施設見学受け入れ、講演講師派遣
- ・障害児者親の会活動等を支援するための会議室の地域開放等
- ・地域療育講座・講演会、難聴児両親講座の実施、行政主催の研修会への講師派遣
- ・利用者・関係機関等を対象とした各種学習会・研修会ビデオ等のホームページ掲載

横須賀市療育相談センター

【施設目標】

① 利用者ニーズに沿った柔軟な療育システムの再構築

昨年度保育所等訪問支援事業を開始した。また、医療的ケア児の送迎に係る事業も開始され、共に今後は評価やニーズにより改善していく。より良い事業運営のため、通園施設等の自己評価、利用者アンケートを着実に実施する。例年通園、教室、グループ等の事業は柔軟に展開してきたが、コロナ禍をきっかけとして、既存の行事やイベントについても利用者満足につながる新たな取組を導入し、発展的なサービスの向上を目指す。

② 各関係機関との連携強化

巡回訪問、保育所等訪問支援事業により地域支援を行い、関係機関との連携を深める。センターを知ってもらうために、感染防止の工夫をして関係機関の職員等へ施設見学会を実施する。事業所連絡会を実施し市内各機関との情報交換、連携を深める。横須賀市の組織改正に伴う新たな関係、信頼の構築に努める。

③ 人材の育成・働きやすい職場環境の整備

OJTを中心に、各種研修に参加してスキルアップを図る。非常勤職員の勤務日数等、雇用条件を柔軟に設定する。令和6年度から第3期の指定管理期間が始まるが、利用者増加等による業務・職員体制の変化については、議論していく。業務効率化を更に進め、時間外労働を減らすよう努める。現在より時差出勤、在宅勤務ができる環境を整える。感染防止に努め、安心安全な職場環境を整える。

④ 経営基盤の強化

指定管理料内で継続性のある運営が可能な柔軟な予算執行を行う。
指定管理更新のため、第三者評価を受審し運営の改善につなげるとともに、新たに開始した事業に関する経費やリース契約の見直し、本部の人事システムの経費等、第3期の予算体系の骨組みを作る。

⑤ 危機管理体制の強化

情報セキュリティの強化に関する規程、行動を浸透させる。事故報告やヒヤリハットの共有により事故再発防止に努める。防犯、防災訓練を確実に実施する。様々な災害への対応を想定してのBCPを本部と協力して作成する。

⑥ 社会貢献

実習生・研修生や市内各団体からの見学を受け入れる。障害者雇用の取り組みの一環として養護学校の生徒の実習受け入れを軌道に乗せる。通園保護者会の活動への協力に関し、要請があれば協力する。横須賀市で取り組んでいるサポートブック事業に引続き協力する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神・神経科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来
初診 900人 再診 5,000人

(2) 個別療育・訓練

医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。心理士によ

る発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。

(3) 利用者サービスの拡充

保護者支援の充実を目的として、療育講座の開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目指し、個別療育目標を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) R3年度利用児童数(計画)

通園契約	利用児童数	定員
福祉型児童発達支援センター	86	50
医療型児童発達支援センター	10	40
計	96	90

(2) クラス編成

①障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園・併行通園等にクラス編成をする。

②原則として3歳児は親子通園、4、5歳児は単独（週5日）クラスと併行クラスとする。

(3) 年間行事

入園式、全体懇談会、クラス懇談会、個別療育面談、保護者参観、給食試食会、遠足、運動会、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会

(4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催

横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。

(5) 保護者会への協力

ピアカウンセリングや保護者全体親睦会等、保護者会が主催する各種企画への協力をを行う。

(6) 医療的ケア児の送迎事業

通園児で医療的ケアや身体的理由により通園バスに乗車できない児童をひまわり園へ送迎する。

3. 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムに基づき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育に関する相談を行う。

新規 600 件 総相談件数 7,500 件

(2) 巡回相談：保護者や、保育園・幼稚園・小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。年間を通じて継続巡回訪問を行う。

巡回訪問回数：延べ 200 回 巡回相談件数：延べ 270 回

(3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携：健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。

(4) 地域支援：発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。支援機関の職員の専門性の向上（スキルアップ）を目的とした研修を実施する。

(5) 家族支援：当センター利用者の家族に、ライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。

- (6) 学校支援：横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。
- (8) 親子教室・早期療育教室・療育教室：当センター及び市内 4 ヶ所にて各教室を実施する。

親子教室	6 教室 45 人
早期療育教室・療育教室	13 教室 120 人

- (9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業：ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する諸福祉サービスの利用計画を作成する。
利用計画作成件数：延べ 800 回 モニタリング件数：延べ 1,000 回
- (10) 保育所等訪問支援事業：年間延べ十回程度の訪問を行う。事業の評価を行い、今後の事業の運営方針を検討する。

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・施設における会計処理、人事労務、給食の提供（委託）、通園バス等の送迎（委託）
- ・運営協議会の開催（年 2 回）、市との連絡調整会議

5. 職員体制

所長（医師）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、管理栄養士、事務員等の常勤・非常勤計 100 人

6. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生受入：医師、看護師(1 箇所)、保育士(4 箇所)他
- ・ボランティア：通園兄弟妹保育
- ・施設見学：併行通園児の併行先園の職員や関係機関職員等の受入
- ・横須賀市の児童支援に係る研修や関係団体の研修への講師としての人的協力
- ・市内養護学校 2 校より実習生の受入れ

横浜市港南区生活支援センター

【施設目標】

① 生活支援センターの機能・役割の見直しと整備

- ・地域関係機関との連携を強化し、精神障害者支援の専門機関として、地域課題への取り組みを進める。
- ・アウトリーチ機能に重点を置き、ひきこもりなど様々な困難ケースの支援に取り組む。
- ・地域や利用者、家族などのニーズを見極め、必要とされる新たなプログラムや事業への取り組みを行う。

② 人材の確保と育成

- ・働きやすい職場環境や体制を整備して人材の定着を図り、安定した運営を目指す。
- ・幅広い相談支援に応じることができるよう、専門スキルを学ぶ研修に積極的に参加する。
- ・職場内での人材育成に重点を置き、引き続き内部研修やスーパーバイズの充実を図る。

③ 情報セキュリティ強化に向けた取組

- ・法人の方針に基づき、事業所全般のセキュリティの見直しと整備を引き続き行う。
- ・事業所内研修を実施するなど個人情報管理を徹底し、ルールに基づいた運営を実行する。

④ 地域における公益的な取組・地域との関わり

- ・精神障害の理解に向けた普及啓発活動を継続して行う。
- ・ボランティアや実習・研修生の受け入れを行う。
- ・当事者活動の支援や障害者雇用に向けた取り組みを継続して行う。

⑤ 経営基盤の強化

- ・事業所内の修繕や買い替え等を計画的に進める。
- ・ケースに応じ、法定サービス事業の契約につなげることを意識する。
- ・ワークライフバランスを推進し、効率の良い業務遂行を目指す。

【事業計画】

1. 事業内容

(1) 相談支援事業

- ・精神障害者支援の総合窓口としての専門的・個別的な相談支援
- ・精神科嘱託医、臨床心理士による専門相談
- ・自宅訪問や同行、情報提供などの日常生活支援
- ・障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）、自立生活援助事業

(2) 地域活動支援センター事業

- ・居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、プログラム・イベントの実施
- ・関係機関や地域住民との交流、障害理解の普及啓発事業

(3) 港南区委託事業

・精神保健福祉・出前講座の開催（地域に向けた普及啓発：年6回程度）

(4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	9,000	食事サービス	2,500
1日平均利用者数	35	入浴サービス	800
1日平均当事者来館者数	20	洗濯サービス	100
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	4,500	計画相談支援（実数）	45

2. 職員体制

所長、相談支援員（精神保健福祉士、社会福祉士等）常勤・非常勤 計10人
調理・事務担当職員 非常勤 計8人

3. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

R4年度も実習生、研修生、ボランティア、施設見学などの受入を行っていく。

また、障害者の職場雇用に向け実習受入等を行うと共に、当事者活動支援に積極的に取り組む。

川崎市発達相談支援センター

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、一人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供し、社会参加を支援する。また、ライフステージを通じ、地域において安心・安全な生活が送れるように、関係機関と連携して支援を提供する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・発達障害者支援センターとして専門性の高い相談機能と人材を有することにより、ゆりの木と連携し市全体で発達障害に特化した支援を提供する。
- ・ライフステージを通じて発達障害児者と家族の社会生活を支える専門的な相談支援等を持続的に提供することができる人材を確保・育成する。
- ・医療相談体制の確保、発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンター育成への関与。

② 地域支援機能の強化（市内全域をカバーする身近な支援体制の構築）

- ・地域において困難事例を支える支援者・関係機関を後方支援することで、発達障害児者がより身近な地域で安心・安全な支援を受けることができる。
- ・支援協議会の定期開催、地域支援マネジャーの増配置、国立リハビリテーションセンター研修（地域支援マネジャー研修）への参加。

③ 経営基盤の強化

- ・法人本部と連携しての予算交渉、事業の費用対効果検討。

④ 情報セキュリティの強化

- ・個人情報をはじめとした大切な情報資産の収集、管理、利用、公開、破棄などについて徹底することにより、利用者にとって安心できる利用環境を構築し、信頼できる支援組織としての社会的責務を果たす。
- ・情報セキュリティ管理体制のもと、所内機器やOS等の点検、研修を実施する。

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・地域住民や各種団体の発達障害への深い理解を促進し、将来または地域の支援者とネットワークを養成し、身近な実践の場を提供する。
- ・各種研修会の開催と講師派遣、実習生・ボランティア受入、地域の専門家勉強会等の事務局運営。

【事業計画】

1. 相談支援事業

（1）個別相談

ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な相談体制により実施していく。また社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動を定期的に開催する。家族支援に関しては、ペアレントトレーニングの実施と2つの家族セルフヘルプグループの活動支援を行い、家族の対応スキル向上や障害受容の促進を図る取り組みを行う。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 200 人（来所まで至ったケースのみ）、 継続 450 人（来所まで至ったケースのみ） ※個別相談は込み入った個人情報のやりとりがある ためオンライン相談については要検討
② グループ活動	学齢グループ活動（月 1 回） 成人グループ活動（2～3 ヶ月に 1 回） 当事者セルフヘルプグループ支援（月 1 回） ※コロナ感染拡大時には活動を中止とする
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月 1 回、2 グループ） ペアレントトレーニング（年 2 回） ※集団活動については込み入った個人情報のやりとりは少ないために必要に応じてオンラインを活用

※①、②、③とも、換気等のコロナウイルス感染予防に十分に留意して行う

（2） 機関連携

発達障害は年齢によって多岐にわたる状態像を示すため、地域療育センター、こども家庭センター、各種学校、地域みまもり支援センター、総合リハビリテーション推進センター、相談支援センター、就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に応えていく。

（3） ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、多摩区・麻生区の相談支援に関する連携とともに、グループ活動等の協働での実施、市民向け・支援者向け研修会の共同開催などにより、川崎市における発達障害の専門的支援機関として弾力的・一体的な運営を行っていく。同じ福祉センターに入居する川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援の充実に取り組む。

2. 発達障害者支援体制整備事業

（1） 研修開催

関係機関を対象とした研修会については、川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育園の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」（年 6 回）を開催する。また、市内の相談支援担当者向け「発達障害基礎研修」を発展させた「発達障害対応力向上研修」（年 3～4 回）を開催する。

市民向け研修会である「市民講座」（年 1 回）についても「ゆりの木」と協働して開催を継続する。今年度も、センター利用児の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催し、家族のための家族による研修会の共同開催を実施する。その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

（2） その他

支援体制整備検討委員会を定期開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校等の関係機関に対するコンサルテーションを行う等により、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。また、「かわさきサポートノート」としての情報提供ツールの試行、運用等を進める。

3. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計 19 人（兼務を除き、ゆりの木含む）

4. 職員研修

発達障害児者支援において重要な支援ツールである「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動、職業適性などをアセスメントのためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及に関しての役割を担う。

また、外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施し、対応していく。

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

発達障害者支援体制整備事業の研修開催や支援ツールの開発等のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、利用者が安心して過ごせる日中活動や相談支援を提供する。また、将来にわたって地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、社会参加を支援する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・ 北部域にて発達障害者支援センターと同程度の専門性の高い相談機能と人材を有することにより市全体の発達障害者支援力向上を図ることができる体制を整備する。
- ・ 社会生活の基礎的なスキルをじっくりと身に着けるための発達障害者にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供することができる人材を確保・育成する。
- ・ 医療相談体制の確保、発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンター育成へ関与する。

② 発達障害に特化した日中活動支援の提供

- ・ 日中活動を通し利用者の状況を把握し、就労等に向けた土台の養成を丁寧に行うことにより、次のステップに移行し安定した定着が期待できるようにする。
- ・ 安心してスキルアップできる活動提供、月 200 人程度の利用と年 5 人程度の移行を目標とする。

③ 経営基盤の強化

- ・ 法人本部と連携しての予算交渉、事業の費用対効果を検討する。

④ 情報セキュリティの強化

- ・ 個人情報をはじめとした大切な情報資産の収集、管理、利用、公開、破棄などについて徹底することにより、利用者にとって安心できる利用環境を構築し、信頼できる支援組織としての社会的責務を果たす。
- ・ 情報セキュリティ管理体制のもと、所内機器等や OS の点検、研修を実施する。

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・ 地域住民や各種団体の発達障害への深い理解を促進することができ、将来または身近な地域での支援者養成と実践の場を提供することができる。
- ・ 市民講座等の研修開催と講師派遣、実習生・ボランティアの受入。

【事業計画】

1. 相談支援事業（3 階相談室利用）

発達相談支援センターの北部域拠点として、多摩区・麻生区の 15 歳以上の発達障害児者、その家族、関係機関からの相談を丁寧に実施していく。

ケースワーカー・心理・医師がチームとなり、また発達相談支援センターと連携して一体的、弾力的な相談体制により実施する。特に医療相談に関しては、両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な医療相談体制により実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 50 人、継続 150 人（来所相談に至ったケースのみ）

※換気等のコロナウイルス感染予防に十分に留意して実施する。

2. 日中活動支援事業（1階日中活動スペース利用）

相談支援と並行して、市内在住の所属のない18歳以上の発達障害者を対象に、1階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラム、くつろぎなどの目的別にパーティション等で分け、利用者へのわかりやすさに配慮してプログラムを実施する。アンケートの実施などによりプログラム内容を精査し、利用者満足度を高める。

また、北部リハビリテーションセンターのお祭りに出店するほか、地域のボランティアや将来的に支援者を目指す学生実習生の受け入れなどにより、さらに地域との連携や発達障害者との交流、発達障害理解の推進に寄与する。

内容	計画
利用登録者	新規5人、継続20人、移行5人
利用延べ人数	1,800人

※換気等のコロナウイルス感染予防に十分に留意して実施する。

プログラム	内 容
農 園	市民農園を借り、種植えから収穫までの作業を実施（週1回）。雨天の場合には、雨プログラムとしてリラクソストレッチ等を実施。
調 理	食育を意識し、レシピ作りのミーティング（月1回）から、実際の調理と参加者による食事会（月1回）を実施。その応用編として、お菓子づくりや家でも簡単に実践ができるための軽食づくりも実施。新型コロナ感染拡大時には中止としていく。
外 出	余暇スキル・社会生活スキルの獲得を目的に、企画ミーティング、準備ミーティング、それらを基にした実際の外出を3回ワンセットで実施（年4回）。新型コロナ感染拡大時には中止としていく。
CES・健康教育・心理教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めること等を目的に講師を招き実施（月4回）。
レクリエーション	余暇スキル等の獲得を目的に、講師が簡単なゲームなどでリードしての小集団活動を実施（月1回）。
アート パステルアート	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施（月1回）。今年度よりパステルアートも季節ごとの年4回で実施する。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースでの卓球やビリヤード台を利用した身体を動かす機会を提供（月3～4回）。
カードゲーム	カードゲームを通して、余暇スキルやコミュニケーションスキルを高めることを目的に実施（月3～4回）。
フリー	特別なプログラムを設けず、スタッフは介在するが、その時集まった利用者でゲームなどのやることを決めて活動（月8回程度）。
個別活動	まだ集団に入ることが難しい利用者に、相談の延長として担当者と個別でのゲームなどの活動を提供（随時）。
報告書作り	日中活動の様子の振り返りと広報、文書作成スキルの向上などを目的に、利用者による活動報告書を作成し、ホームページに掲載（月1回）。

3. 普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害対応力向上研修」、市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

4. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計8人（兼務を除く）

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等により社会貢献を進めていく。

横浜東部就労支援センター

【施設目標】

①地域生活支援ニーズへの対応

支援の質と量を確保するため柔軟な支援体制を構築する。また、R3年度に作成した所内アセスメント方式を積極的に活用し、求職支援を強化する。

②職場定着支援体制の構築

本人と企業への支援がさらに効果的に行えるよう、計画的、継続的な定着支援の実施に努める。

③新規ニーズへの対応

新規ニーズを広く受け止め、社会資源の活用や、関係機関との連携を柔軟に行いながら総合的・包括的に対応していく。特に学校や就労移行支援事業所などの関係機関との連携強化に引き続き取り組む。定着支援の引継ぎに関し、所内で一定の基準を検討する。

④「ガイドライン」に基づく実践とあり方検討の継続

「運営ガイドライン」のモニタリングと、新たな地域課題の発見と取組について就労支援センター連絡会で継続審議する。

⑤就労支援の専門性を持つ一次相談支援機関としての役割遂行

自立支援協議会での活動を通じ地域相談支援体制の構築に参画すると共に、「横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン」に沿い一次相談支援機関の役割を遂行する。

⑥人材の育成

定期的な支援状況の確認や支援内容、支援方針の検討を行う場を設定するなどして、スーパーバイズ体制を強化し、効果的・効率的な人材育成を推進する。

⑦経営基盤の強化

経営基盤の強化に向け、効率的運営に努めるとともに、市に対して必要な予算要求を行う。

⑧情報セキュリティ強化に向けた取り組み

法人の情報セキュリティ基本方針や同規程に則った取扱いを徹底する。特に個人情報については、誤送付・誤送信が起らないようダブルチェックをし、持出の際は、所長の許可を求める等、基本的取扱いを堅守する。

【事業計画】

1. 支援対象者数・相談支援件数数値目標

(1) 登録者・就労者数等

	人数 (R3 年度)	
新規登録者	50	(50)
継続利用者	300	(300)
新規就労者	30	(30)
継続就労者	200	(200)

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件数 (R3 年度)	
就職に向けた支援	2,000	(2,000)
職場定着に向けた相談・支援	3,000	(3,000)
日常生活・社会生活に関する相談・支援	50	(50)
就業と生活の両面にわたる相談・支援	100	(100)
合 計	5,150	(5,150)

2. 事業内容

障害の種別を問わず一人ひとりの意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援ならびに関係機関との地域連携により、利用者の就業生活上の課題克服に、本人と共に取り組む。

(1) 相談

- ・利用者、家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
- ・関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。

(2) 就職に向けた支援

- ①適性把握に向けたアセスメントの検討、実施
- ②求職登録・求職活動の支援
- ③利用者の意向を尊重した職場の開拓・確保
- ④職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言。

(3) 職場定着支援

- ・支援計画台帳等を活用し利用者・企業に対する支援を計画的、継続的に行う。

(4) 離職・転職支援

- ・利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。

(5) 関係機関との連携・協働

- ・横浜市、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校、相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的に事業を運営する。
- ・就労サポート説明会に引き続き近隣の地域にある就労移行支援事業に参加してもらい、相談者に就労に関する情報を効率的、効果的に提供するとともに、当センターと就労移行支援事業所との相互理解と連携強化を図る。

(6) 啓発活動：障害者の就労に関する啓発活動を行う。

- ・法人ホームページに毎月センターからのお知らせを掲載し障害者本人及び地域の支援機関への情報発信や啓発を行なう。

(7) 企業支援

- ・センターの所在地の地元である神奈川区内の企業・事業所の障害者雇用に関する相談支援に取り組む。

3. 職員体制

センター長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計6人。

4. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

地域の関係機関向けに、就労支援関係の出前講座などを行う。

川崎南部就労援助センター

【施設目標】

① 就労援助センター職員の人材育成

先輩職員によるOJTと研修への参加を中心として、より困難なケースに対応出来るように、川崎市と3就労援助センターで勉強会を企画実施し、就労支援技術の向上を目指す。コロナ禍の為、研修会は積極的にZ o o m等のツールを活用する。

② 就労援助センター機能の変化に対応する体制整備

就労者の増加に伴い定着支援者数も今後増え続けることから、川崎市が進める定着支援方法であるk-step（体調管理シート）及びパターンランゲージ（職場環境整備）の定着支援ツールを活用し、受け入れ企業等も含めた定着支援体制を整える。

③ 求職相談者の安定的確保に向けた取り組み

すぐに就職することが困難な利用者に対応するべく、「ステップアップ実習」「職場体験実習」「就労体験」等を積極的に活用し、就労予備群の育成を目指す。

ふくふく内の「ひきこもり地域支援センター」「川崎市発達相談支援センター」「南部日中活動センター」「南部支援室」と連携し、複合施設の利点を活かした支援を行う。

④ 新たな就労支援層への啓発

南部地区ネットワーク会議、自立支援協議会、就職サポート説明会を通じて、就労移行支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者就労市場の活性化を促す。

コロナ禍の為、Z o o mや動画を活用し、地域関係機関へ就労援助センター事業の啓発を行う

⑤ 経営基盤の強化

安定的な業務執行のため、川崎市への予算要求に合わせて就労援助センター内の業務の見直しをするとともに、川崎市の実績報告の見直し協議を3就労援助センターで行い、適正な評価に繋げる。

⑥ セキュリティの強化

就労援助センターのセキュリティマニュアルを作成し活用する。ネットワーク環境を中心に不十分な施設設備については、継続的に川崎市と法人と整備の協議を行う。

【事業計画】

1. 就労支援目標

(1) 相談者数

	人数 (R3 年度)
新規登録者	100 (100)
継続利用者	500 (480)
新規就労者	60 (60)
継続就労者	380 (360)

(2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (R3 年度)
就労に向けた相談支援	2,800 (2,800)
職場定着に向けた相談支援	3,800 (3,800)
生活支援に向けた相談支援	
就業と生活両方の相談支援	
合計	6,600 (6,600)

2. 事業内容

(1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じ、地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につなげていない層への支援に取り組む。

(2) 求職支援

- ・ 本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。
- ・ 職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方への支援を丁寧に行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

(3) 定着支援

- ・ 就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状の把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・ k-step(体調管理シート)、パターンランゲージ(職場環境整備)などの定着支援ツールを活用する。
- ・ 特別支援学校の卒業生の定着支援については、卒業後3年を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。
- ・ 事業所内で就労者対象のプログラムを定期開催する

(4) 関係機関との連携

- ・ 川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネート会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などの取り組みを行う。
- ・ 地域の事業所との連携を深め、就労体験の機会を提供し、就労につなげる役割を積極的に果たす。

3. 職員体制

所長、ワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

4. 社会貢献

実習や見学などの受け入れ、就労関係講座への講師派遣などを行う。